

担 当	雇用均等室	
	室長	元木 賀子
	地方短時間労働指導官	井上千絵子
	TEL	078-367-0820
	FAX	078-367-3854

平成23年度「均等・両立推進企業表彰」

～兵庫労働局長優良賞1社 奨励賞2社を表彰～

厚生労働省では、「女性の能力を發揮させるための積極的な取組（ポジティブ・アクション）」及び「仕事と育児・介護との両立を支援する取組」について、他の模範となるような企業に対し、その取組を讃えるとともに、これを広く周知し、女性労働者の能力發揮の促進や仕事と育児・介護との両立支援のための取組の推進を図るために、「均等・両立推進企業表彰」を行っています。

本年度の兵庫県内の表彰企業は3社です。

表彰式は、10月3日（月）11時から、兵庫労働局16階第3共用会議室で行います。

○平成23年度「均等・両立推進企業表彰」兵庫労働局長賞に選ばれた企業

◇兵庫労働局長優良賞

・ファミリー・フレンドリー企業部門

株式会社フェリシモ(神戸市)

◇兵庫労働局長奨励賞

・均等推進企業部門

神姫バス株式会社(姫路市)

・ファミリー・フレンドリー企業部門

株式会社ケイテック(明石市)

※表彰企業の取組内容は別紙1, 2, 3を参照

<添付資料>

- 1 「均等・両立推進企業表彰」実施要領
- 2 平成22年度までの「均等・両立推進企業表彰」受賞企業一覧
- 3 ポジティブ・アクションを推進している企業 ファミリー・フレンドリーな企業を表彰します（リーフレット）

株式会社フェリシモ

所在地：神戸市
業種：卸売業、小売業
代表者：代表取締役社長 矢崎和彦
従業員数：約1,030名

<表彰理由>

「しあわせ社会学の確立と実践」を経営理念に、社員に対して仕事と家庭の両立支援を行い、働きやすい環境整備に取り組んでいる。

正社員だけでなく期間雇用者も多数制度を利用しており、雇用形態に関わりなく両立支援制度が活用されている。

<育児・介護休業制度>

- ・育児休業・・・正社員は2歳まで取得可能で、平成22年度には16名（うち1名男性）が利用。
- ・介護休業・・・取得回数、日数は原則法定どおりであるが、会社が認めた場合は再度の申し出や期間の延長が可能（回数、日数とも上限なし）で、平成22年度には11名が利用。

<仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度>

- ・育児の所定労働時間短縮措置・・・小学校3年生終了まで取得可能で、平成22年度には76名（うち2名男性）が利用。
- ・介護の所定労働時間短縮措置・・・会社が認めた場合は再度の申し出及び上限93日を単位として複数回の期間の延長が可能で、平成22年度には2名が利用。
- ・看護休暇・・・子が感染症または感染症のおそれがある場合は医師の診断書等の提出により必要な日数を上限なく取得可能で、平成22年度には31名（うち3名男性）が利用。
- ・所定外労働の免除・・・子が小学校就学まで取得可能。
- ・フレックスタイム制・・・全社員に適用されており、各自柔軟な働き方が可能。

<仕事と家庭を両立しやすい環境づくり等>

- ・社長が仕事はじめや社内行事等社員が集まる際に両立支援についての方針を示している。
- ・規定改訂時には社員にメールで配信する等制度の利用を促している。
- ・育児・介護休業中の者に対して社内プレスや各種情報物等を送付し、上司よりコミュニケーションをとっている。
- ・管理職に対して制度内容及び制度利用者がいる場合の対応について研修を実施している。

<他社の模範となるような両立支援のための制度>

- ・しあわせ生活文化委員会による既存制度の検証や新しい取組の提案。
- ・長期休暇制度

株式会社フェリシモが主催する神戸学校に出席1回で3.5時間積み立てられ、126時間積み立てた時点で1か月の連続休暇が取得できる制度で、これまでに105名が利用。

- ・フレックスホリデー制度

年5日まで土曜日を所定の出勤日にすることができ、平日を替わりの休日とすることができる制度で、多数利用。

均等推進企業部門 兵庫労働局長奨励賞

神姫バス株式会社

所在地：姫路市

業種：運輸業、郵便業

代表者：代表取締役社長 上杉 雅彦

従業員数：約1,600名

<表彰理由>

女性社員が少ないためその積極的活用について問題意識を持ち、経営計画において女性社員を活用することにより重要テーマ「神姫ブランドを強くする」を推進するという方針を示し、ポジティブ・アクションを推進している。

○ポジティブ・アクションの取組内容**<女性の採用拡大>**

運転士に女性が少なかったことから、女性運転士を増やすため平成17年より「大型2種免許取得支援制度」を導入し、女性の取得者が少ない大型2種免許を採用時の要件とはせず、免許未取得のまま採用を可能とし、内定後免許取得のための費用等援助を行っている。また、運転士は男性の仕事であるという意識を変えるため、募集時女性も対象であることを強調した結果女性の応募が増え、女性運転士を採用し、平成22年度には10名配置している。

<女性の職域拡大>

採用選考者に女性を必ず含め選考の中立性を図る、会社案内に活躍している女性を紹介する等女性の応募の促進をはかり、毎年女性を採用している。女性の営業職がいなかったため、平成19年より営業職に女性を配置し、平成22年には4名（女性比率17.4%）の配置とした。また、会社で使用する車を全てAT車に変更する等女性が営業活動を行いやすいよう支援している。

<職場環境・風土の改善>

キャリアアップセミナーなど外部研修に女性社員を参加させる等意識啓発に努め、男女の役割分担意識解消のための意識啓発研修を社員対象に実施。

<女性の役職者の増加>

女性役職者が係長1名と少なかったため、役職に就くための試験を受けるよう働きかけた結果、女性の受験者が増え平成23年に女性2名が係長に昇進し、女性係長が3名となった。

ファミリー・フレンドリー推進企業部門 兵庫労働局長奨励賞

株式会社ケイテック

所在地：明石市

業種：学術研究、専門・技術サービス業

代表者：取締役社長 小川耕司

従業員数：約450名

<表彰理由>

法を上回る育児休業・介護休業制度を導入し、社内報等で周知しており、過去3年妊娠を理由に退職した女性正社員はなく、全員が育児休業を取得、復職している。また、復職後はほとんどの者が所定労働時間短縮措置を利用しながら仕事と家庭の両立を図っている。

<育児・介護休業制度>

- ・ 育児休業・・・子が3歳になるまで取得可能で、平成22年度には7名が利用。平成23年4月から男性社員が取得しており、10か月取得予定である。
- ・ 介護休業・・・勤続5年以上の者は通算36か月、5年以下の者は通算30か月取得可能。連続して取得できる期間は原則1年であるが、要介護状態が継続している場合は引き続き取得が可能。

<仕事と家庭とのバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度>

- ・ 育児の所定労働時間短縮措置・・・小学校卒業まで1日最大3時間取得することが可能で、平成22年度に8名が利用。
- ・ 看護休暇・・・小学校卒業まで取得可能。
- ・ 個別時差出勤制度・・・申請により始・就業時間を変更することが可能。
- ・ フレックスタイム制・・・育児については小学校卒業まで、介護については勤続5年以上については36か月、5年未満については30か月利用可能で、平成22年度には育児のために16名、介護のために1名が利用。

<仕事と家庭を両立しやすい環境づくり等>

- ・ 社内報により両立支援制度について全社に周知し、育児・介護休業中の者に対しては社内報その他の資料を送付している。
- ・ 育児・介護休業取得後は原則として休業開始前と同様の職種に復職することを規定化し、実施している。

<他社の模範となるような両立支援のための制度>

- ・ 仕事への取組方セミナー
各人が仕事への取組方を見直すことによりゆとりがもてるよう考えるセミナー。
- ・ 失効年休積立制度
失効年休のうち10日を限度に最高60日間積み立てることができる制度で、子の育児・看護のためや、家族の介護のため利用が可能。